

第 10 回日本データベース学会通常総会議事録

文責 増永良文

日時：2011 年 6 月 18 日（土）午後 1 時 00 分～1 時 50 分

場所：青山学院アスタジオ 多目的ホール

出席者：185 名(委任状 150 名，現地出席正会員 35 名)。なお，定足数は 142。

議題：

1. 2010 年度事業報告および決算について。
2. 監査報告
3. 定款改訂について
4. 2011 年度事業計画および予算について
5. 2011 年度役員改選について
6. その他

1. 司会の北川博之理事より第 10 回日本データベース学会通常総会の開会が宣言された。本総会は，日本データベース学会と一体運営を行っている ACM SIGMOD 日本支部の「2010 年度 ACM SIGMOD 日本支部年次事務会議」を兼ねていることが述べられた。まず，定款第 42 条により通常総会の定足数は 142 であるが，委任状 150 通と総会出席数を足し合わせると 185 名となり，通常総会は問題なく成立することが宣言された。続いて，定款第 41 条により増永良文会長を本通常総会の議長に選出することが提案されて了承された。
2. 会長から開会宣言の後，2010 年度事業報告と 2010 年度決算報告が説明された。
3. 続いて，会長から，監査報告について，石井義興監事から説明するよう要請があり，石井義興監事と西尾章治郎監事による 2010 年度監査報告について，石井監事より「2010 年度収支決算書について厳正に監査いたしました結果，適正に処理され，妥当であることを報告いたします」と報告があった。
4. 拍手をもって，2010 年度事業報告，2010 年度決算報告，および監査報告が承認された。
5. 続いて，会長より，2009 年 5 月に理事会の諮問機関として設置した「DBSJ 機構改革検討委員会」の 2010 年度の検討結果を踏まえ理事会承認された本会定款の改訂が上梓された。
6. 拍手をもって，定款改訂が承認された。
7. 続いて，会長より 2011 年度事業計画と 2011 年度収支予算が説明された。2011 年度の事業は基本的に 2010 年度を踏襲して行う。
8. 拍手をもって，2011 年度事業計画と 2011 年度収支予算が承認された。
9. 会長より，定款 15 条により役員は総会において正会員の中から選任することになっていることの説明があり，2011 年度の本会役員，並びに本会と一体運営を行っている ACM SIGMOD 日本支部の 2011 年度の役員を提示されている方々にお願いしたいと提案があ

り、拍手を持って承認された（選出された役員一覧は下記のとおり）。

10. 司会の北川理事より、以上をもって第10回日本データベース学会通常総会をつつがなく終了すると閉会が告げられた。

2010年度日本データベース学会役員一覧

役職名	氏名	勤務機関
会長	増永良文	青山学院大学
副会長（学界）	田中克己	京都大学
副会長（産業界）	國井秀子	リコーITソリューションズ
監事（学界）	西尾章治郎	大阪大学
監事（産業界）	石井義興	ビーエスピー
理事（DBS研）	山名早人	早稲田大学
理事（DE研）	中野美由紀	東京大学
理事	赤間浩樹	日本電信電話
理事	江口和俊	東芝
理事	川越恭二	立命館大学
理事	北川博之	筑波大学
理事	喜連川 優	東京大学
理事	清木 康	慶応義塾大学
理事	白石雅己	日本電気
理事	鈴木俊宏	日本オラクル
理事	関根裕	富士通
理事	土田正士	日立製作所

理事	松澤裕史	日本アイ・ビー・エム
理事	横田一正	岡山県立大学
理事	横田治夫	東京工業大学
理事	吉川正俊	京都大学

(五十音順)

会長 1 名, 副会長 2 名, 監事 2 名, 理事 16 名

2011 年度 ACM SIGMOD 日本支部役員一覧

役職名	氏名	勤務機関
支部長	川越恭二	立命館大学
副支部長	大森匡	電気通信大学
副支部長	豊田正史	東京大学
副支部長	鬼塚真	日本電信電話
プログラム委員長	波多野賢治	同志社大学
会計担当幹事	手塚太郎	筑波大学
庶務担当幹事	鈴木優	名古屋大学

† 定款を次のように改訂した.

現行	改訂
第 1 4 条 本会には次の役員を置く. 1. 理事 15 名以上 30 名以内 (うち、 会長 1 名, 副会長 2 名)	第 1 4 条 本会には次の役員を置く. 1. 理事 15 名以上 30 名以内 (うち、 会長 1 名, 副会長 3 名以内)
第 1 5 条 役員は総会において正会員の中 から選任する.	第 1 5 条 役員は, 正会員の中から, 理事会 が候補者を選出し, 総会でこれを選任する.
第 2 1 条 役員の任期は 1 年とする. ただし 再選を妨げない.	第 2 1 条 役員の任期は 2 年とする. 再選を 妨げないが, 会長および副会長にあっては連 続 2 期までとする.
第 3 5 条 評議会は維持会員をもって構成す る.	第 3 5 条 評議会は維持会員をもって構成 する.

現行	改訂
第4章 役員及び職員	第4章 役員、顧問及び職員
第57条 本会の事業遂行に要する費用は、資産をもって支弁する。	第57条 本会の事業遂行に要する費用は、資産をもって支弁する。
第27条～第64条	第28条～第65条
	<p>(顧問)</p> <p>第27条 本会に顧問をおくことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 顧問は、正会員、又は名誉会員の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。 2. 顧問は、本会の運営に関して、会長の諮問に応じ、あるいは会長に対して意見を述べる。 3. 顧問は、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を持たない。 4. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

以上